

※出席委員あてに内容確認済

第13次札幌市環境審議会

第3回会議

会 議 錄

日 時：2025年11月26日（水）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 1・2号会議室

1. 開　　会

○山中会長 時間になりましたので、第13次札幌市環境審議会第3回会議を開会いたします。

まず、事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局（飯岡環境政策課長） 環境局環境政策課長の飯岡でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、委員の出席状況についてでございます。

本日は、齊藤依那委員、鈴木昭徳委員、高橋和紀委員、黄仁姫委員、前田廣行委員がご欠席でございます。

その結果、本日の出席委員はオンラインでご参加いただいている委員も含めて11名でございまして、総委員数16名の過半数に達しておりますので、札幌市環境審議会規則第4条第3項に基づいて、この会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の資料の確認をさせてください。

事前にお送りさせていただいたデータもしくはお手元の資料をご覧いただければ存じます。

まず、順番に、次第と座席表です。資料1の札幌市気候変動対策行動計画の進行管理について、資料2の環境白書の本書、資料3の環境白書の概要版、資料4の篠路福移湿原～現状報告とご提案～を受けた今後の対応についてです。

不足がありましたらお伝えください。

なお、パソコンでデータをご覧いただいている皆様におかれましても、会議中にパソコンの不具合などが生じた場合には紙の資料も数部ご用意していますので、お声かけをいただければと思います。

冒頭のご説明は、以上でございます。

2. 議　　事

○山中会長 本日は、議題が三つあります。

1番目の札幌市気候変動対策行動計画の進行管理について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（坂井気候変動対策担当係長） 気候変動対策担当係長の坂井です。

私からご説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

本題に入る前に、先般より進めております気候変動対策行動計画の見直しについての状況を共有させていただきたいと思います。

現在、内部でも調整をしているところですけれども、少し時間を要しております関係から、次回の審議会の日程についても未定となっております。

この予定につきましては、別途、確認等をさせていただいた上で、またお示しさせていただければと思いますので、ご留意いただきますようお願ひいたします。

それでは、札幌市気候変動対策行動計画の進行管理についてご説明いたします。

こちらは、例年、この審議会の中でご説明をさせていただいている内容でございます。

資料1をご覧ください。

まず、1番の市内の温室効果ガス排出量の推移と内訳でございます。

図1の内容に係るご説明になりますけれども、今回ご紹介するのは、直近の値である2023年度の速報値に関するご説明です。

市内で排出された2023年度の温室効果ガス総排出量は1,006万トンCO₂となりまして、前年度の1,022万トンと比べて1.6%、16万トンの減少となっております。

計画の基準年である2016年度比16%、187万トンの減となっておりまして、2030年目標の達成までは47%、469万トンの削減が必要です。

続きまして、図2と図3のご説明ですけれども、家庭、業務、運輸の3部門で市内CO₂排出量の約9割を占めている状況については、変わらずに来ております。

前年度と比較しますと、産業部門で5万トンの減、家庭、業務、廃棄物のそれぞれの部門で3万トンの減でございます。

続きまして、資料の右側の図4からご説明いたします。

市内の二酸化炭素排出量のエネルギー種別の内訳ですが、電力45%、灯油12%、ガソリンと軽油を合わせて23%、都市ガスで10%という内訳になっております。

この上位三つについてもう少し内訳を見てまいりますと、電力につきましては、家庭部門で40%と業務部門で50%、ガソリン及び軽油につきましては、運輸部門がほとんどを占めており、灯油については家庭部門がほとんどを占めているというデータになっております。

続いて、資料1の（2）、2ページ目をご覧ください。

先ほどは市内全域に関する排出量でしたけれども、こちらは2の市役所の温室

効果ガス排出量の推移と内訳でございます。

図8の関係のご説明ですけれども、市役所で排出された2023年度の温室効果ガス総排出量は63.5万トン、前年度の65.4万トンと比べて2.9%、1.9万トンの減となっております。

計画の基準年である2016年度比は13%、9.1万トンの減となっておりまして、2030年目標の達成までは2023年比で54%、34.3万トンの削減が必要という状況になっております。

続いて、図9の左下のご説明ですけれども、市役所の温室効果ガス排出量の用途別の内訳としましては、学校や庁舎等で合わせて3割、上下水道や交通・道路で28%、廃棄物処理施設等のインフラで31%ということで、おおむねこれで9割程度を占めている状況です。

続いて、図10に関するご説明ですけれども、エネルギー種別の内訳としましては、電力が半分の51%を占めている状況になっております。

続いて、右側の3の成果指標の進捗状況でございます。

表1は、市民・事業者編の成果指標の進捗一覧であります。

幾つか抜粋してご説明しますけれども、省エネの項目でいいますと、ZEH相当以上の省エネ性能を持つ新築住宅の割合としましては、戸建てでは目標としている80%に対して2023年度で94%という進捗が出ている一方で、集合住宅については、目標が80%に対して5%です。

また、もう少し下のZEB相当以上の省エネ性能を持つ新築建築物の割合についても目標80%に対して7%ということで、今後の情勢を鑑みますと、また変わってくる部分ではあるのですけれども、力を入れていかなくてはいけないと感じております。

その下の再エネの市内の電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合は、2030年目標50%に対して29%、また、移動の脱炭素化につきましては、次世代自動車の割合として目標60%に対して24%となっております。

続きまして、下段の表2の市役所編の成果指標の進捗一覧でございます。

同じように、省エネですけれども、ZEB相当以上の省エネ性能を持つ新築・改築建築物の割合としましては、目標80%以上に対して75%で進捗できているところです。

また、市有施設の電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合としては、目標80%に対して2023年度が30%という状況です。

続きまして、3ページ目の札幌市気候変動対策行動計画の進行管理について

(3) のご説明をいたします。

左側の4の主な取組の実施状況ですけれども、こちらの表は主な取組の実施状況を抜粋したものでございます。

その中でも、昨年度の特筆するようなポイントについてアンダーラインを引いておりますが、その中から幾つかご紹介させていただきます。

まず、再エネですが、市民・事業者編の再エネの下段の地域への再生可能エネルギー導入の推進という項目につきましては、旧中央体育館跡地に大型車に対応した定置式水素ステーションの整備を完了し、集客交流施設の事業予定者の決定を終えている状況です。

また、さっぽろ創世スクエアで使用する熱について、カーボン・オフセット都市ガスへの切替えを行ったということで、電気についても、また、熱についても脱炭素化ができたという事例になっております。

そのまま下の資源の省資源・循環資源の推進という項目におきましては、指定ごみ袋を活用したレジ袋削減に向けた実証実験を実施しております。

表の右側の市役所編ですけれども、再エネにつきましては、事業者による再エネ導入ということで、円山動物園においてPPAという手法で太陽光発電設備の設置を行ってまいりました。

その下の都心部への再エネ導入ということで、市内の3清掃工場で発電された電力を地下鉄3路線へ供給し、消費する電力の約70%が脱炭素化されました。

今年度につきましては、さらに増強されて100%の電力を貢献する予定になってございます。

また、市有施設のRE100化モデル事業の検討ということで、市役所本庁舎、チ・カ・ホに加えまして、中央区複合庁舎の再エネ100%への切替えを行ってまいりました。

こちらは、今、緩和策のご説明をしました。

表の下につきましては、2024年度の実施状況（適応策）ということで、分野で言うと健康の熱中症対策のところにアンダーラインを引いております。

指定暑熱避難施設ということで、クーリングシェルターを市有施設、民間施設と合わせて100施設指定し、供用開始を行っております。

続いて、ページ右側の市民アンケート結果抜粋ということで、その結果をご紹介いたします。

まず、あなたは地球温暖化による気候変動を身近な問題だと思っていますかという質問に対して、身近な問題である、ある程度は身近であるという回答をいた

だいたい方は9割以上いらっしゃいました。

その右側の温暖化や気候変動の進行を食い止めるために自身の暮らしや習慣を変えていかなければならぬと思いますかという質問に対して、そう思う、どちらかといえばそう思うを合わせると9割弱という回答を得ております。

また、左下のあなたの家庭では暖房にどのようなエネルギー・燃料を使用していますかという質問に対して、灯油が5割以上という回答を得ておりますので、こちらのエネルギー転換については焦点が当たるようになるかと存じます。

この資料の説明については、以上でございます。

○山中会長 ただいまの説明に対して、ご質問やご意見はありませんか。

○長谷川委員 長谷川です。

これに対する直接的な意見ではないのですけれども、私の立場からお伝えしたいことがございまして、発言します。

ファシリテーターとして、ふだん市民の皆さんのお声をお聞きしている中で、札幌市気候変動対策行動計画という計画自体に対して、こんな計画があったんだ、知らなかったという声を聞く機会が多々ありました。

温暖化や気候変動の進行を食い止めるために自身の暮らしや習慣を変えていかなければならないと考えている市民も約9割と大変多いので、この計画の周知や発信の必要性もあると感じingおりました。

○山中会長 ほかにいかがでしょうか。

○西野委員 環境省の西野です。

2枚目の成果指標の進捗状況は大変分かりやすくてありがたいと思うのですけれども、この中でも幾つか達成率の低い指標があると思うのですが、今後、市役所としてどの辺を強化していくという方針が何かあれば、簡単に教えていただければと思います。

○事務局（飯岡環境政策課長） ここに成果指標として掲げさせていただいている各項目ですが、省エネ、再エネ、移動、資源という私どもとして重要だと見ていくところをそれぞれ掲げておりますので、基本的には全てが上がっていくことが札幌市地域における脱炭素の結果に結びついていくと認識しているところではありますけれども、今ご覧いただいているとおり、進捗が思いどおりにいっているものと、なかなか進んでいないものと、ばらつきが生じてきている傾向にあると思っています。

中でも、LEDのようにいろいろと規制がかかることによって、もっと先に進んでいくだろうと想像できるものもあれば、もうワンプッシュ、ツープッシュ

シユ、行政なりもしくは技術が革新することによって先に進んでいくものもあると考えています。

ご質問の件ですが、私どもとしては、省エネが何よりも基本でありますので、省エネの指標を達成したいと考えております。中でも、集合住宅のものが非常に遅れていますが、札幌は市民の約半数の方がアパート、マンションといった集合住宅にお住まいです。いかにそのようなところに脱炭素の取組を進めしていくかが重要かと思っています。

どれがという一択のお答えにはなってはございませんが、そのように考えて進めいかなければいけないと思っています。

○山中会長 新築住宅はこれから数十年は使い続けるものですから、率先してZEHにしていく必要があると思います。

これを見ると明らかで、市民が購入する戸建てのほうは上がっているので、そちらに対する広報はうまくいっていると思います。集合住宅だと、お金を出す人と住む人が違うことがあるので、不動産業界においても、単に家賃が安いということではない、そういうところに住んだほうが魅力があるというような売り方ということですから、市民ではなくて、不動産関係の人たちにこういうことを言つていかなければいけないと思います。

魅力がある家というときに、家賃が安いという判断基準だけで考えているのではないかと憶測しますが、しっかりと調べて不動産、アパートに切り込んでいかないと、新しくて30年ですから、50年たっていることもありますので、今切り替えなければ2050年に間に合わなくなります。

ほかにいかがでしょうか。

○小林委員 資料の1ページ目と2ページ目の1と2のところに、計画の基準年に比べて30年目標の達成までに何%削減が必要か、CO₂はこのぐらい削減が必要とさらっと書いてあります。

ここで書いてある年度の速報値で言うと、2030年まであと6年で、全体で言えば年間78万トン、市役所でいったら年間5.6万トンというとんでもない量を減らしていかなければいけなくなります。

グラフで言うと、目標を出していく中で、一直線にどんどん減らしていくという形になっているはずですから、頑張ってはいるという部分もあるかもしれません、もう少し切迫感があるといいますか、やらなければいけないと感じ取れるような報告をしていただいたほうがいいと思います。

50年とか、その先の2100年に生きている子どもたちが今いるわけなの

で、私たちの世代でまあまあというものではないと感じました。

排出の割合のところで言うと、CO₂が部門ごとに配分された後ですから、家庭部門や業務部門が多くなっていて、どうしてもそれが電力として出てくると思うのです。できるだけCO₂の少ない、排出係数の低い電力を選ぶということを札幌市の施策の中でやられているとは思うのですけれども、そういったところも、指標のところに入れないと、先ほどの達成率では、電源の切替えが本当に目標に届くのかなという感じがするのです。

これは報告ではありますけれども、次の年度の報告として、2024年度のところでRE100化モデル事業があって、これが反映されるのは次の年のグラフになると思うのですけれども、そこもちょっと読み取れない部分もあるので、表していっていただければいいと思います。

○事務局（飯岡環境政策課長） ご指摘のとおり、札幌市域で見たときに、2023年度は2,006万トンでして、前年が2,022万トンでしたので、16万トンの減少です。そして、市役所は1.9万トンの減少に終わっている状況ですので、小林委員がなかなか進んでいないとご指摘されるのはそのとおりかと思います。

一方で、今、お話をございましたとおり、3ページ目で2024の取組状況をご紹介申し上げたのは、少しずつ進んできているところもあって、特に、この中でも規模感が大きい清掃工場の地下鉄3路線への電力供給については、2025年度から100%提供できる形で進んでおります。

これは、あくまでも試算的なデータではあるのですが、この3路線の地下鉄の電力については、年間6万4,000トンのCO₂の削減につながるという数字にもなりますし、創世スクエアのカーボン・オフセット都市ガスについても9,200トン程度の削減につながります。

脱炭素先行地域についても、この後、少しずつ本格化していくとこの間の計画見直しの中でもご説明したとおりですので、順調に進んでいないというご指摘はそのとおりかと思いますが、この後、だんだんと本格化していくだろうと考えております。

○小林委員 この後だんだんと進んでいくというふうに書かれているとおり行くといいのですが、削減が必要で何となくさらっと済ませている感じがして、ここをもっとしなければいけないというところがちょっと伝わってこないと思ったのです。

○山中会長 確かに、市営地下鉄が100%再エネで動くというのはすばらしいこ

とですが、絶対値から調べてみたら分かることおり、それは札幌市の中ではほんのちょっとに過ぎないわけです。

もちろん、意識を高めるという意味では重要ですが、一人一人の市民の再エネのパーセンテージが1%でも2%でも上がるほうが地下鉄と同じだけの効果があるはずです。ですから、やはり意識を変えないといけないです。

資料の3枚目を見ると、灯油ということが象徴的に書かれていますが、いわゆる身近だとか、習慣、暮らしを変えなければいけないというのは、こういうアンケートを取ると、ほぼみんなそう思っています。でも、実際には自分の行動にはつながっていないのです。灯油だと言っている市民の中には、変えようと思っているけれども、どうやって変えたらいいか分からない、あるいは、そのままコンセントに入れれば電気が来るのだから排出係数がどうなっているかをあまり気にしない、排出係数が低いものを選ぼう、つまり、再エネのものを選ぼうとしても手続きが面倒だとか、いろいろございます。

いろいろな意味合いがありますから、最初に長谷川委員が言っていましたけれども、市民一人一人が考えていくような機会になるべく提供するということだと思います。もちろん、そういう会に来る人はいわゆる意識高い系の人ですけれども、そうであったとしても、そういう人が周辺の人に伝えていくこともありますから、従来型の意識啓発というよりは、一人一人が議論して納得するような形ですね。札幌市でもそのやり方の芽がありますから、ぜひ進めていただきたいなと感じます。

ほかはいかがでしょうか。

○佐藤副会長 これまでの議論は賛同するところがすごく多くて、私もほぼ同じ意見です。

1ページ目の折れ線グラフを見ますと、上位の3部門、特に家庭部門と業務部門の減少がかなり鈍化しているのが明らかになっているので、先ほどおっしゃったように、個々の努力ができる部分はかなり限界に近づいているような印象を受けています。さらに厳しい削減を個人に強いるのか、それとも、先ほど不動産というワードもありましたけれども、やはり集合住宅の遅れで、特に、最後のアンケートに出てくる灯油の使用が結構高いというところにつながっていないかを懸念しております。

具体的な数字がないので何とも言えないのですけれども、例えば、もう集合住宅で灯油ベースの暖房になっていたら個人の努力ではもう変えることはできないわけですから、今、そういう実態がどれくらい存在しているのかという評価を集

めることができると、取るべき対策がより具体的に見えてくるかなという印象を受けております。

この先、そのあたりを調査で深めることができればと思っていますが、いかがでしょうか。

○事務局（櫛山環境エネルギー課長） 環境エネルギー課長の櫛山です。

集合住宅の実態と対策ですけれども、具体的にどれくらいの割合で灯油が使われていてという詳しいデータの分析というところまではできておりません。ただ、単純に今の市場に任せて建て替えなりストックを改修して使うということでは頭打ちというのが見えていますので、私たちとしましても、やはり転換を進めていこうと考えております。

今やっている補助制度としましても、エネルギー源転換という形で少しづつやってきておりまして、感触としては、寒冷地エアコンが大分浸透ってきて、補助事業をやってもニーズがすごく高いです。

どうしても、個別の住宅のニーズのほうがまだ多いのですけれども、一部、賃貸なり集合住宅でも個人として補助金を使って灯油から寒冷地エアコンにしたいという事例も徐々に出てきておりですので、できる事例を幾つか重ねながら、それを前面に出しながら、補助金などでも誘導していきたいと考えております。

○山中会長 私ごとですが、マンションの管理組合の理事をやっていて、今日がその総会ですけれども、長期修繕計画というものを立てないといけないです。そのときに、30年ぐらいすると、配管を交換するということも入ってきます。ただ、今は国交省の主導の下でつくられているのですが、実は、長期修繕計画をつくるときには、エネルギーを交換するというものはまだ入っていません。灯油の管であれば灯油の管を交換するということなのです。

ですから、マンションも、私のところは築25年くらいですが、築30年ぐらいのところで交換ができるチャンスはあります。したがって、マンションの長期修繕計画や買換えるというところにもアクセスしていくことが重要なと感想します。

私の個人的な経験も入っていますが、コメントとさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

○有坂委員 西野委員のどこに注力されているのかというところと、今までの話とほぼオーバーラップしているかもしれません、集合住宅のところがかなり進んでいないのが数字的にも明白かと思うのです。

私は専門ではないので間違っていたら指摘していただきたいのですけれども、

国のほうでZEBやZEH化の義務化が進んでいくだろうという方向は何となく見えているのですが、札幌市として、国の義務化を待つのではなく、遅れている部分に注力していくということが見えると、どこに問題があって本当にやろうとしているのはどこなのかということが見えてくると思います。さらっと書いてみると小林委員も言っていましたけれども、特徴がよく分からないということはあると思います。

家は、一回建てるとき長期間続いていくので、なるべく早くやったほうがいいと思います。遅れる分だけ、その効果はどんどん遅れることになり、次の建て替えにまた何十年とかかってしまうと変更が難しいと思うので、そこはなるべく早くやっていくべきと考えております。

ぜひ、集合住宅にもう少し注力してもらいたいと思うのですが、佐藤委員からもありましたように、戸建てとは違って、そこに住んでしまうと個人の努力ではどうしようもできないところがあると思うのです。

小林委員が詳しいと思いますが、ドイツだと、公営住宅でとにかく進めています成功事例を見せていると聞いていますので、札幌市の公営住宅からまず取り組んで、こういうことができるのだという成功事例を見せていくというのも一つの方法ではないかと思いましたが、公営住宅の話はあるのか、質問させていただきます。

○事務局（櫨山環境エネルギー課長） 公営住宅、市営住宅ですけれども、大分前からZEHマンションレベルのものをつくっておりまます。

今、公営住宅もそうですし、一般の市有施設の新改築の際には、ZEB　Readyぐらいのものは、学校も含めて標準的に既につくってあります。

民間施設のビルやマンションに対してもZEB、ZEHを誘導する補助金もやっていますので、そちらもマンションなどで大分増えてきています。ただ、分譲マンションが多い状況で、やはり賃貸のマンションではなかなか踏み込めていないというのが現状です。

○有坂委員 それであるならば、札幌市が対応されている公営住宅、市営住宅は、これだけ燃料を使わずに冬を過ごせるということをもっと伝えて、賃貸も対応をしているほうが結果として安いということが見せられると、そっちの人気が出てきたり需要が高まっていくことにもつながっていくと思います。そのあたりを対応していただければいいかなと思いました。いかがですか。

○事務局（櫨山環境エネルギー課長） ここ5年ぐらいの間は、ZEB、ZEHレベルの公共建築物をつくるということを浸透させることを目標にやってきまし

て、それがやっと軌道に乗ってきております。

一方で、つくるときはそちらに注力していますけれども、運用上、どれぐらい
メリットがあるのかという評価まできちんとできるところまでは至っておりませ
んので、次のフェーズとしては、その辺も含めて把握して、そのノウハウを皆さ
んに生かしていくという動きも検討していきたいと思っております。

○山中会長 ほかにはいかがでしょうか。

○川根委員 北洋銀行の川根です。

皆様と同じような思いを抱えながら聞いていたのですが、銀行としての立ち位
置で考えてみると、Scope 3という2050年までにゼロにしていくとい
う取組を札幌市でもやられておりますが、これは行政だけではなく、民間及び金
融機関、大学、いろいろな機関が連携をしてやっていかないと、自分のところは
幾らでもできるのですけれども、この目標は本当に難しい問題だと感じておりま
す。銀行も、そこについてゼロにしていくためにいろいろな取組を進めていると
ころです。ただ、その上では、先ほどの賃貸住宅は、やはり個別の採算の問題な
ど、金融機関でも行政でも踏み込めない個別の問題というのは来訪している中で
本当にたくさんございます。ただし、環境意識を高めながらみんなで脱炭素実現
を取り組んでいく必要があるのだという本当にいいご提言をいただいている中
で、私ども銀行の立ち位置でできること、できないこと、また、行政と連携しな
がら、しっかりオール北海道で取り組んでいきたいと考えております。

その中で、先ほど、成功事例をつくっていくというお話がありましたけれど
も、そういうことは本当に重要な取組だと思いますので、本当に産学・官・民一
体で進められればいいなという感想です。

○山中会長 また何かご意見があれば事務局に入れていただくことにして、次に進
ませていただきます。

二つ目の議題の第2次札幌市環境基本計画の進行管理について、事務局から説
明をお願いします。

○事務局（上井総括係主査） 環境政策課の上井と申します。

私が、環境基本計画の進行管理についてご説明させていただきます。

資料2の環境白書の本書と、資料3の環境白書の概要版をご用意してお
ります。

まず、環境白書の位置づけについてご説明いたします。

環境白書は、札幌市環境基本条例の規定に基づきまして、環境の状況や環境へ
の負荷の状況、そして、札幌市環境基本計画に基づいて実施された施策の状況な

どを明らかにするものとして取りまとめて、毎年度作成し、発行することによって、審議会へ報告するとともに、市民・事業者に周知を行うということで規定されています。

今回、お手元にございます環境白書につきましては、主に令和6年度の環境に関するデータをまとめたものとなります。

なお、現在、年内での原稿完成、そして、次の印刷工程に向けて編集を進めている状況でございます。

ご説明に当たっては、白書の詳細はボリュームがございますので、本書の特集の部分と概要版に触れさせていただきたいと思います。

まず、本書の1ページにお進みください。

この白書はデータ集的なものとなりますので、手に取りづらいだろうという過去のご意見を踏まえ、本書の冒頭に特集記事を設けるようにしております。

この特集記事は、基本的には令和6年度の話題をベースとして、編集開始時点の夏頃までのトピックスを掲載しております。

今回作成している特集記事は大きく二つで、世界と日本の動き、そして、札幌の環境に関する主な取組としております。

一つ目は、世界の動きということでCOPの概要を記載しております。

二つ目は、日本における動きとして、主要計画の改定や策定などを記載しております。温暖化計画の改定や第五次循環型社会形成推進基本計画の策定、ネイチャーポジティブ経済への移行戦略の策定がありましたので、掲載させていただいております。

次の札幌の部分に行きますと、一つ目に、大通東5丁目に整備された道内で初となる大規模商用用水素ステーションが今年4月に供用開始となったことをご紹介しております。

二つ目は、今年の2月に供用を開始した中央区複合庁舎についてです。こちらは、省エネルギー化や環境への配慮に特徴があるということで、先ほどもありましたが、ZEB Ready認証を取得し、CASEEの最高位のSランクの評価というところをご紹介しております。

三つ目は、札幌市気候変動対策行動計画の見直しに当たり、議論の場として令和7年1月から2月にかけて計3回開催した気候市民会議さっぽろ2025を紹介しております。

四つ目は、今年7月にリユース推進の取組の一つとして、株式会社セカンドストリートと協定を締結しております。また、令和5年に協定締結していた株式会

社ジモティーとの事業ということで、リユース拠点のジモティースポットの道内1号店を白石区に開設したということで、市も広報協力などを行っているというご紹介です。

五つ目は、能登半島地震の災害廃棄物の処理支援の取組です。令和6年の能登半島地震への対応で職員を派遣しております、処理の支援という活動も行っていることを紹介しております。

六つ目は、令和5年に策定したさっぽろヒグマ基本計画2023において対策の重点エリアを定めておりまして、今回、令和6年度は、その重点エリアの事業実施プランを策定して取り組んでいるという内容を掲載させていただいています。

七つ目は、今年6月に話題となりましたバイカルハナウドに似た外来種を例に挙げつつ、外来種対策について紹介しております。

八つ目は、札幌市円山動物園ビジョン2050にて重点的な取組を5年ごとに計画的に取り組んでいくこととしており、今回は第2次実施計画を令和6年6月に策定したということを掲載しております。

続いて、本書の第1章をご覧ください。

白書の対となる札幌市環境基本計画の概要をまとめております。

この計画につきましては、条例の規定に基づきまして環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されております。

10ページにありますとおり、計画期間が2018年から2030年まで、そして、目指す将来像を定め、その将来像を実現するための五つの柱として、下の図の中段にあるように、方向を設定して推進しております。

そのまま14ページまでお進みいただきまして、第2章からは、これらの5本の柱に対応する形で将来像実現のための管理指標や現状と課題、取組の進捗をまとめておりまして、データ集のようなものとして、様々な分野の取組の進捗や測定結果などを記載しております。

ボリュームがありますので、詳細は割愛させていただきまして、資料3の概要版に移らせていただきます。

概要版は、先ほどの五つの柱の取組について、本書から抜粋して掲載したもので、柱ごとに1ページずつまとめております。各分野で目標達成に向けて削減や普及など着実に進めていくよう取り組んでいるところでございます。

それから、下段の見出しの補足になりますが、今回作成している資料で「いっしょに取り組もう」という見出しで記載させていただいているところは、昨年ま

では「私たちができるコト」と記載しておりました。こちらについて、昨年、表現を変更してはどうかというご意見をいただいておりまして、検討しましたので、ご説明させていただきます。

まず、条例の理念としまして、市、市民、事業者が相互に協力・連携して推進とされております。

そして、白書の位置づけにつきましては、状況の公表でありますけれども、この概要版を活用して協力につなげるということで、「環境首都・SAPPERO」宣言のさっぽろエコ市民26の誓いを使って、市民に向けたコメントのように「できるコト」としております。

こちらの背景やご意見を踏まえて表現について検討しまして、協力・連携した推進という条例の関係やバランスなどを考慮して、今回は、「いっしょに取り組もう」、英語で言うレッツというようにやるように促すニュアンスを含めた表現に変更しております。

ご説明は、以上となります。

○山中会長 ただいまの説明について、ご質問やご意見はありませんか。

○木藤委員 1点だけ質問です。

概要版の5ページの資源を持続可能に活用する循環型社会の実現ですけれども、ごみの一番少ないまちを目指して、2027年度までに1人当たり100グラム減量することを目標にと書いてあるのですが、どこの自治体が一番で、1人当たり何グラムなのかという質問をします。

○事務局（上井総括係主査） 順番のデータは持ち合わせておりませんので、お調べして、改めてご回答させていただきたいと思います。

○木藤委員 分かりました。

○山中会長 ほかにいかがでしょうか。

○長谷川委員 私からは、まずは概要版のはじめにという文章についてご意見させていただきます。

先ほどの行動計画の議題にもあったとおりですが、はじめにの文章からも気候変動対策についての緊急性や切迫感はあまり伝わってこないと捉えました。

環境問題の中でも大きな課題である気候変動という言葉の記載がありませんし、国内の動向で言えばパリ協定の記載は必須ではないかと考えています。

また、脱炭素化社会に向けた深刻なことの中で、エネルギー政策や人口増加について触れられています。根本的な問題は気候変動であり、その影響はエネルギー政策や人口増加にとどまるものではなく、もっといろいろな市民に関わること

とかなど考えているので、温室効果ガスが減っていないことや、エネルギー転換が図られていないところが課題だと思います。そういったところをしっかりと記載しつなげていく必要があると感じました。

細かいところですけれども、2段落目の「しかし」も文章があまりつながっていないと思いました。また、次の世代のためにというところを強調していると思うのですけれども、今の世代にも気候変動はもう影響が出ているので、緊急性をより伝えるためにも、次世代につなぐことはもちろん大事ですが、もう既に起きている現象として気候変動や環境問題を捉えるという視点が大事かと思いました。

先ほどの議論にもありましたけれども、はじめにの文章には、「できることから」や「一人ひとり」という記載があります。しかし、環境問題、気候変動、生物多様性は、できることを一人一人という視点ではもう限界がある課題と捉えております。札幌市は環境都市や脱炭素先行地域としてモデルとなる国際都市を目指されていると思いますので、市としてのスタンスを、概要版のはじめにでしっかり記載する必要があるかなと考えました。

○事務局（飯岡環境政策課長） 貴重なご意見をありがとうございます。

今のご指摘は、それぞれごもっともなところがあろうかと思います。

こちらは概要版で、本書にはもう少し長く記載しているところですが、今のご指摘を踏まえて、また先ほども、切迫感というか、緊急性をというお話がございますので、その点も意識しながら、もう少し文章を練り直したいと思います。

○山中会長 私も、長谷川委員からの指摘があって、なるほど、少し直したほうがいいかなと思いました。賛同します。

それから、(概要のタイトルを)「いっしょに取り組もう」にしていただきまして、ありがとうございます。

今、まさに長谷川委員が言いましたけれども、一人一人ができるることは限られているので、よりみんなでやらなければいけない、それぐらいの切迫感があるという意味で、このように変えたのはよかったですと私は評価させていただきます。

ほかはいかがでしょうか。

○佐藤副会長 2点あります。

まず1点目は、4ページです。

先ほどの話と関係しますが、家庭・業務・運搬の3部門でCO₂全体の約9割ということで、これは概要版ですので、コンパクトに書かれていると思うのですけれども、記述が分かりにくい気がしております。

例えば、四角の中の文言の2個目の第3次産業の割合が高いというのをグラフからどう読むのかと思ったのですが、これは業務部門を指しているのですね。そののでしたら、わざわざ違う用語を使わないで、グラフからストレートに文言に着くような表現の工夫、改善をしていただければと思います。

こういった類いの文言の変更について、いつまでにコメントしたらいいのでしょうか。

○事務局（上井総括係主査） 今、業者やり取りをしている状況ですが、軽微な修正であれば、調整しながら反映できる点はあろうかと思っております。大きく体裁を変えたりということは時間的に難しいところがあると思います。

○佐藤副会長 今回読みましたので、この後、メールでお伝えいたします。

○事務局（上井総括係主査） ありがとうございます。

○佐藤副会長 もう一点は、「いっしょに取り組もう」に関係するところで、出前授業の写真が載っていると思います。これも、先ほどの進捗管理と関係して、気候変動の適応の側面でこういった出前授業はすごく大事だと思うのですが、一方で、学校の普通教室のエアコン設置の進捗がすごく悪いと思っていて、実際に教室が暑い中で熱中症対策をしましょうみたいなことを言っているのではないかという気がしたのです。

指摘としては、学校の教室のエアコンの普及を急ぐ必要があろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（飯岡環境政策課長） 確かに、学校の現場で子どもたちが暑さでかなり苦労されているというのは、おっしゃるとおりでして、今、そこに向けてエアコンの設定を鋭意進めているところではあります。それは、私ども環境部門ではなくて別の部局でやっているのですが、学校の順番や数、そこに従事できる人の状況にどうしても左右されてしまうと聞いております。子どもたちにとっては、一日も早くという状況であることは承知しています。

ただ、副会長からございましたエアコン設置の進捗状況が悪いということをここに書くのは、私としては、ちょっとどうかなと思うのですが……。

○佐藤副会長 もちろん、それをダイレクトに書く必要はないと思うのですけれども、実際のところは、2023年以降、特に暑い夏が続いている、市民への影響もすごく大きいので、優先順位を少し上げるなり対策を加速させるような取組も必要かなという気がしております。

○事務局（飯岡環境政策課長） 先ほど、上井からお話をさせていただいたとおり、紙面の大きな変更がどこまでできるかということはございますが、できる部

分は必ずさせていただきます。今回間に合わなかった部分についても、「いっしょに取り組もう」と同じように、来年に向けてしっかり検討させていただくというところは守ります。

今お話ししたいたい子どもたちの置かれている状況を踏まえた記述ができるか、できないのかは、少し検討させていただきたいと思います。

○佐藤副会長 私も、大きな変更を求めているわけではなくて、むしろ、先ほどの議題で言っておけばよかったですなどという類いの印象を受けたというコメントです。

○山中会長 ほかにいかがですか。

○西野委員 気候変動対策の関係で、今年は夏がとても暑くて、道内だと夏の気温が過去最高だったと気象台の方がおっしゃっていました。

私は、札幌市内ではどうなのかということは承知していないのですけれども、とにかく、気候変動を一番身近に感じられる話題として、気温や、気候変動による農産物への影響、捕れる魚が変わってきたという話があると思います。

とにかく、夏、外が暑かったというのが今年のトピックだと思っていて、今年は間に合わなければ次の機会でもいいのですが、データとして入れておくと、特に気温は分かりやすいので、目立つところに入れておくといいのではないかと思いました。

○事務局（飯岡環境政策課長） 確かに、今、1番目、2番目の柱の健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現、積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現は、今までのデータの話がございます。

概要版は、市民の皆様方に配付させていただいて、場合によっては、小学校ではちょっと難しいかもしれません、町内会でお話をさせてもらうときに使うものもありますので、今おっしゃっていただいたように、まさに市民の皆様が実生活で感じているところを大切にしながら、そこを訴えていくような内容を検討したいと思います。今回は間に合うかどうかは分かりませんが、今の貴重なご意見を基に検討したいと思います。

○山中会長 ほかにございませんか。

○小林委員 概要版の4ページの②で、元の表現からしてしようがないのかもしれません。されども、上は低炭素となっていて、もう脱炭素なのだけれども、計画の期間中、最初のころはこれだったのでしょうか。でも、右下に行くと脱炭素型生活スタイルとなっているので、仕方がないのかもしれないですけれども、そこが一致していないと思いました。

同じページの「いっしょに取り組もう」の2番目に、「衣服等を工夫して、冷

暖房を控えめにしよう！」とあります。省エネや脱炭素の取組に対して、ちょっと嫌だな、面倒くさいなと思われる点は我慢や辛抱だと言われてきたところがありますが、我慢すると死んでしまうかもしれないというのが今の夏の暑さだと思います。もちろん、控えめにというのはそうですが、札幌市の2024年度の実施状況には書いてありましたけれども、クーリングシェルターもありますので、例えば、そういうものをみんなで活用しましょうという表現もありではないかと思いました。

次のページの「いっしょに取り組もう」のところで、まだ使える不用品はリユースしていきましょうということですが、何となく、この文章はもたもたしていると感じました。使えるものを次に人にというのもそうですけれども、自分もリユース品を使うという視点もないと回っていかないのです。自分の要らないものばかり出していってもしようがないのです。ですから、まだ使えるものはほかの人に使ってもらうのがなくとも、活用して使い回していきましょうとか、循環をイメージするような表現になったらいいと思います。

最後に、もう一つです。

3ページの「いっしょに取り組もう」の二つ目の「洗剤シャンプーを使いすぎないようにしよう！」は、全体の流れから、おやっと感じます。水を汚染しないようにという話だとは思うのですが、いい表現が考えられたらなと思いました。私に新しい案はないのですけれども。

○事務局（飯岡環境政策課長）　まず、洗剤やシャンプーのところですが、ここコーナーはちょうど水質のところだったので、一つ身近なところの分かりやすい例ということで、このような表現の仕方をしておりました。これよりもいいものがあるかどうか、しっかりと検討させていただいて、いいものが思い浮べば、来年度以降の課題としてしっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

それから、4ページ目、5ページ目の柱の2番目、3番目についてですけれども、確かに、省エネについて、我慢するというのは今の時代では違うということでした。我慢をすることが美德ではない時代ですし、我慢すると命に関わるような状況でして、そこは私どもも承知しておりますので、どのような言葉に訂正できるのか、検討させていただきます。

もう一つ、リユース品の観点も検討させていただきたいと思いますが、できたものでご確認いただくか、もしくは、来年度の話になってしまふかもしれませんのが、よろしくお願ひいたします。

○山中会長　ほかにございませんか。

○長谷川委員 私から2点ご意見します。

私としても、気候変動対策や環境問題対策が我慢、コストの話になってしまることはすごく根深い市民意識だと、日々、市民の声を聞いている立場として感じております。脱酸素社会が豊かなものだと頭では分かっていても、実感としては我慢やコストとして捉えてしまうという声は本当に多く聞いてきました。

そこでまず、脱炭素化した社会は豊かなものであるというナラティブが必要かなというふうに考えました。具体的にどうするかはこの後ご提案しますが、多くの市民は、気候変動などの社会課題に対して何かをすると考えたときに、個人一人で頑張る、または、法律や政策が変わるという二分化した考えになってしまふと、日々の対話の場から感じています。

ですから、「いっしょに取り組もう」と変えられた点は非常にすばらしいと思っております。一人一人でやることと行政や政治が変わることの間をつなぐところが一緒に取り組む、つまり協働することなのかなと解釈しました。

ただ、「いっしょに取り組もう」という視点として、現状の記載では一人一人がやることの具体例が大きいのかなという印象を受けました。協働という視点では、市民と市役所、市民と事業者、事業者と市の連携も記載する余地があると感じました。

具体的に申しますと、4ページに「太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用しよう！」とありますが、一般市民が再エネの活用と読んでも、正直、何をしたらいいのか分からぬという方が多いのではないかと想像しました。家のエネルギーを再エネに替えよう、再エネ業者へ切り替えようなどと具体的な書き方をすることで、一緒に取り組むというニュアンスを出しつつ、抜本的な解決につながるのかなと思いました。

「いっしょに取り組もう」の中の「話し合ってみよう」というところは、まさに協働であると思いました。欲を言えば、企業と市民の連携で言うと、賛同できる企業から物を買うことも大きな行動かなと思いましたし、札幌市に関わる企業間競争もよりよいものとなるのではと感じました。

もう一点は、7ページの持続可能な人材育成のところで、私が札幌市の特色だと捉えている対話の場づくりを重視した事業が写真とともに掲載されており、非常に分かりやすいなど感じました。

以前の議論で私が申し上げた意見を反映してくださって、大変感謝しております。ぜひ、こういった発信を続けていただきたいと思ったところです。

○山中会長 ほかはいかがですか。

○桜井委員 4ページです。

このページに「積雪寒冷地に適した」と書いてあるのですけれども、今までの議論の中で、灯油を転換していくことが重要だというお話をありました。右上に少し細かい文字で書いてありますが、そういったあたりでアピールする部分をもう少し増やしたり、「いっしょに取り組もう」のところにも灯油の話を入れてもいいのかなと、皆さんのご意見をお伺いして感じました。

○山中会長 私からも一つ申し上げます。

すぐさまというのではなく、来年度に向けてですけれども、やはり速報性はもう少しあったほうがいいと思います。

つまり、この白書の概要版を受け取るときは来年の春ぐらいになるので、今年の夏が暑いという情報すらもかなり過去のものになってしまいます。さらに、これは白書ですから、ここで扱うのは今年ではなくて去年の話が中心になります。かつ、これは8ページで、ページ数を増やせないのも確かなので、表紙の下3分の1くらいにということしか素人には思いつかないです。もしかしたら、最後のページの問合せ先をもう少しコンパクトにしてもいいのかもしれません、何か速報性があるものを載せたいですね。

今、皆さんのが一番興味があるのはヒグマではないかと思うのです。ただ、ヒグマの今の状況をどうサマリーして載せるのかとなると、今、ヒグマ対策でめちゃめちゃ忙しくてそんなゆとりがないのは確かですから、それをつくる側として考えていただきたいのです。

僕は、対策されている方はそれどころではないことをよく分っていますが、やはりホットな話題をうまく入れられるように、なければないでこの表紙のままでいいとか、後ろの感じでいいですけれども、うまく工夫をして、アピールできるような環境に関する最新の話題ですね。それは施策でなくてもいいので、市民が実感した夏が変わったな、雪が少なくなったな、もしくはヒグマの話など、そういったことを入れられるように工夫していただくといいかもしれないというコメントです。

ほかにいかがでしょうか。

○有坂委員 幾つかあるのですが、簡潔に言います。

「いっしょに取り組もう」の書かれている順番が、本当にみんなができる身近なものから書いていたら、洗剤やシャンプーの文章の問題はちょっと緩和されると思いました。エコドライブが最初に来て、次に洗剤が来るから、違和感があるのかなと。先に洗剤が来て、次にエコドライブが来たら、まだちょっと違うの

かなと思います。ほかもそうですけれども、より身近なものを最初に持ってくると、違和感は少し緩和されると思いました。

それから、3Rになっているのですけれども、これは4Rではないのですね。最近はリフューズが最初に来ることが多くなってきた印象を持っているのです。使う、使わない、の前にまずは断ろうというところから入るというのは結構重要ですので、4Rがいいのではないかと思いました。

もう一つは、切迫感の話が出ていたと思います。本書の特集で書かれている部分で、長谷川委員からもパリ協定の話がとありましたし、山中会長からもありましたけれども、情報が古いと感じました。COP30が終わったばかりですが、COPは頻繁に変わることから、世界の状況としてパリ協定ではと言ってしまったほうが、何となく古さはないと思いました。

次に、質問ですが、本書の11ページのSDGsとの関連性のところで、経済、社会、生活の三つになっています。通常は、生活ではなく環境です。環境首都・SAPPEROの話ということで、あえて生活なのか。なぜここが生活になっているのか、若干気になりました。札幌市の方針や施策としてこういう言い方をしているということであればいいのですが、理由をお願いします。

○事務局（飯岡環境政策課長）　幾つかのご指摘がありました。

確かに、環境白書の難しいところですが、環境白書なので、基本的にはデータをきちんと集計していく、確実なデータを公表していくといったところに重きを置かれております。どうしても、データが取りまとまるのに時間がかかるというところで、今、皆様がおっしゃられているような違和感を覚えてしまうのかもしれませんと思いました。

一方で、これを手に取っていただいた方にとってみれば、なぜCOP30が始まっているのにCOP29の話をしているのかという感じもありますので、そのあたりは意識しながら、何をトピックとして載せるべきなのは少し考えさせていただきたいと思います。

ただ、繰り返しになり恐縮ですが、この白書の主目的は、あくまでもデータを取りまとめたタイミングで適宜適正にオープンにしていくことですので、それとの天秤で、どの程度できるのかをしっかり考えさせていただきたいと思います。

○事務局（山西脱炭素先行地域担当係長）　脱炭素先行地域担当係長の山西です。

先ほどご説明いただいた本書の11ページのSDGsとの関係性の図1-3ですが、私も詳しい情報まで把握できていないのですけれども、第2次札幌市環境

基本計画の中にこの表が載っておりまして、そのタイトルが「環境施策の推進による経済・社会・生活への波及」ということで、環境の取組が社会や経済にどう影響するのかというところを過去の審議会の中で議論して、こういった形で言ったほうが皆さんに伝わりやすいということになったのではないかと思っております。

もし詳しい情報が必要でしたら、また調べてお伝えします。よろしくお願ひします。

○有坂委員 つまり、これを変更するのは難しいということですか。

○事務局（山西脱炭素先行地域担当係長） 環境白書は、現在の第2次札幌市環境基本計画に基づいて進行管理をしているので、確かに先ほどの低炭素社会も違和感があることは私も重々承知しているのですが、現在の計画の枠組みに合わせて進行管理をしていくという建付けになっているので、ここを変えるのはなかなか難しいと考えております。計画の枠組みを変えるとなると、都度、計画改定のような議論を審議会でしていく形になる気がしております。

○山中会長 三つ出てくると、なぜ生活なのかと思うのは確かです。ただ、ここはSDGsとの関係なので、環境になってしまふわけです。

これは、今変えるものではないですが、審議会の中で、違和感があった、そう思われたという記録が残るということでいいのではないかと思います。

では、ほかにもあると思うのですが、何かお気づきの点がありましたら、速やかに事務局にお伝えしていただけると幸いです。

議題の三つ目に移らせていただきます。

（3）「篠路福移湿原～現況方向とご提案～」を受けた今後の対応についてです。

篠路福移湿原の現況方向とご提案というのが前回の審議会でありました。それを受けた今後の対応ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（坂田環境共生担当課長） 環境共生担当課長の坂田でございます。

資料は、資料4のカラー刷りの「篠路福移湿原～現況方向とご提案～」を受けた今後の対応についてになります。

まず、1の背景ですけれども、9月3日に開催されました第2回環境審議会会議において有坂委員からご提案いただきました篠路福移湿原～現状報告とご提案～を受けまして、本市の今後の対応等についてご説明いたします。

事情をご存じない委員もいらっしゃるかもしれませんので、背景について簡単にご説明いたします。

まず、篠路福移湿原の場所ですけれども、札幌市北区に位置しております、

J R あいの里公園駅から南に直線で約1キロメートルのところにございます。

湿原の北側には、北海道道128号線、札幌北広島環状線が走っております。西側には北海道道112号線、伏古・拓北道が通っております。

篠路福移湿原は、周辺の都市化の進展や湿地内に掘られた排水路などの影響によって退行遷移が進行しております。さらに残土の埋立てによってほぼ消滅の状況にございます。

また、環境保全の観点からは、湿地への残土の埋立てを禁止する法令等がないこと、それから、現状有姿分譲という形で過去に所有権が設定された民有地がほとんどであるということによって、札幌市としての直接的な関与、規制が困難な状況となっております。

続きまして、2のこれまでの札幌市の対応経過についてですけれども、平成9年に湿原の保全について要望がございまして、平成10年から平成13年にかけて湿原の保全の可能性を検討するため、専門家による現地調査を実施しております。

平成24年には、湿原に隣接するあいの里・福移の森緑地、航空写真のパークゴルフ場が写っている場所になりますけれども、ここの整備に当たって、NPO法人大カラカネイトトンボを守る会から、湿原ビオトープ、草本、樹木管理についての提言をいただきまして、協議を行っております。

平成26年には、ビオトープの整備を含めた公園の整備が完了しまして、北区土木センターでは、現在もビオトープ周辺の草刈りやヤナギの除去などを実施しているところです。

また、篠路福移湿原においては、法令上、建設残土搬入の規制は存在していなかったのですが、盛土による災害防止の観点から、事業者に対しては、札幌市捨土等に関する指導要綱に基づく行政指導を行ってまいりました。

そのほか、啓発の取組としまして、本市で作成している冊子や動画サイトにおいて篠路福移湿原、それから、カラカネイトトンボについての周知を行っております。

また、湿原の重要性や活動団体による活動内容の周知などを行う市民フォーラムしめっちフォーラムの事業後援も行っております。

続いて、2ページ目に行きまして、記者会見での市長の発言についてでございます。

篠路福移湿原の現状について、9月16日に行われました市長記者会見において、記者からのご質問を受けております。市長からは、湿原をさらに縮小させな

い方策、トンボを保存していく方法について取り組んでいければと回答しているところでございます。

それから、4の法的な規制等の動きでございます。

本市といたしましても、篠路福移湿原については貴重な環境であると認識しておりまして、調査や啓発等の取組を行ってきたのですけれども、湿原の環境保全という観点では法的な規制等がなく、実効的な取組に至らなかったというのが現状でございます。

そのような状況の中、新たな法的な規制の動きとして、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されました。これに伴いまして、令和7年4月1日から札幌市内全域が規制区域に指定され、盛土等を行う際には、市長の許可、土地所有者等全員の同意、周辺住民への事前周知が必要となったところです。

また、今年9月には、釧路湿原になりますけれども、太陽光発電事業の問題に関連して、関係省庁の連絡会議が設置されております。

会議では、資源エネルギー庁から太陽光発電事業に係る課題に関し、さらなる規律強化に向けた対応方針について検討するよう依頼があったところでございます。

それから、5の生物多様性の損失のおそれがある行為等への今後の対応についてでございます。

有坂委員からあったご指摘のとおり、本市としましても篠路福移湿原のような事態を再び起こしてはならないという認識の下、生物多様性の損失のおそれがある行為への今後の対応について整理いたしました。

まず一つ目としましては、今年4月1日に地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律が施行されまして、生物多様性維持協定という制度の運用が始まりました。

これは、民有地であっても市町村と土地の所有者が協定を締結することで、生物多様性保全の取組を長期的、安定的に進めることができる制度であり、土地の所有者が変更された場合も相続人等に対して効力を有します。

本制度を活用し、生物多様性の保全上重要な環境については土地の所有者や活動団体等と協議して生物多様性維持協定の締結を検討しようと考えております。

続きまして、生物多様性の損失のおそれがある案件を探知した際には、速やかに当事者への聞き取りや実地確認を実施しまして、保全への協力を依頼していくこうと思っております。

それから、保存への協力の依頼に当たりましては、先ほどご説明したとおりメ

ガソーラーに起因する開発規制に係る法律の改正の動きもございますことから、これらを注視しながら、関係各所と連携した法令等に基づく指導等も併せて実施していくこうと思っております。

最後になりますが、生物多様性の保全について全市的な動きとなるよう、生物多様性の重要性について市民への啓発活動を継続して実施してきまして、さらなる市民理解の向上を図ってまいります。

続いて、資料4の別紙をご覧いただければと思います。

こちらは、景観条例について調べた資料になりますが、第2回の会議において、山中会長から景観条例についてのご指摘を受けて作成したものになります。

景観条例は、景観法に基づき各自治体が作成するものです。

全国の政令市の条例を見ますと、目的としましては、快適な都市環境の創造、優れた都市の景観の創造といった文言が多く用いられています。

また、届出等が必要な行為としましては、建築物・工作物の新築、増築、都市計画法に規定する開発行為、広告物の表示、移転、内容の変更等が規定されております。

下段2に示した上田市景観条例では、土石の採取、木竹の伐採、屋外における土石の堆積などについても届出を要する行為として規定されております。

続いて、2ページ目に行きまして、3と4につきましては、景観条例ではないのですけれども、自然環境の保全に関する条例として二つの事例を紹介いたします。

一つ目は、鶴居村では、地域と共生して調和の取れた太陽光発電事業を促進するために、鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例が策定されています。

この条例では、太陽光発電事業を抑制する区域を指定し、事業者に事業区域に含まないよう求めることができます。

二つ目は、高知県では、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例を策定しております、流域全体の保全や振興について定めております。

重点区域では知事の許可が必要な行為というのを幾つか設定しております。

幾つか景観条例を調べた結果では、快適な都市環境、都市景観の創造といった目的が多く、自然環境の保全や生物多様性の保全という視点はあまり考慮されていないという印象でございました。

以上で、事務局からの説明を終わります。

○山中会長　ただいまの説明について、ご質問やご意見はありませんか。

○西野委員 今後の対応のところで記載されている協定についてですが、ご存じかと思いますが、自治体が、生物多様性の保全の計画、要は、自然共生サイトをつくらないとこの協定が結べない制度になっていますので、札幌市が主体的にいろいろな団体と一緒に計画をつくっていくというお考えでいいのかが1点目です。

もう一つ、そもそも篠路福移湿原については、メガソーラーのために埋め立てられたわけではなくて、ほかの目的だったと聞いています。ですから、資料には現在話題となっているメガソーラーについて記載いただいているのですが、恐らく、それだけではないのだろうと思いました。

一つご検討いただいたほうがいいと思うのは、そもそもどういう場所が生物多様性の保全上重要なのかということを広く周知することが重要かと思っています。例えば、開発したい人からすれば、そんなに重要な場所だと知りませんでしたみたいな話もあるかもしれないで、札幌市内のどういう場所が具体的に生物多様性の保全上で重要なのかを広く知ってもらうために、公表されたらいいと思います。

既に、環境省でもホームページ上で全国の多様性保全上重要な場所の見える化ということで生物多様性「見える化」マップを公表していますので、そういうものもご活用いただいて、札幌市内で具体的にどこを守るべきなのか、既に冊子やホームページでやられていたら私が知らなかっただけですが、もしそういうのがないのであればしっかり公表して、あらかじめアナウンスしておくということがこういう問題に関しては重要なかと思っていました。

○事務局（坂田環境共生担当課長） 1点目のご質問については、ご指摘のとおり、札幌市が主体となってということになります。

これから先、どこに生態系の保全すべき場所があるのかについては、札幌市で全てを把握できているわけはございませんので、情報収集が必要になってくると思っています。そういうところがなくて、次はどこを守ればいいのかと考えあぐねているところもございますので、もしご存じでしたら、ここがというようなご指摘をいただければと思います。

○西野委員 まず、環境省の自然環境局で生物多様性見える化システムで既に結果を出していて、ホームページにも地図を載せています。その中で、国ベースで重要な場所というものと、自治体として保全上重要な場所として情報のあった場所も載っていて、来る前に見たら、札幌市内でも両方載っていました。篠路福移湿原は日本の重要湿地になっているので、重要な場所として載っていました。

ほかにも幾つか湿地と思われる場所が塗り潰されているので、そういうものは

一つベース資料として使っていただければと思いますし、そこに情報を加えていただいたら何かつくれるのではないかと思うので、ご検討いただければ幸いです。

○山中会長 私から申し上げます。

確かに、この篠路福移湿原は、重要な湿地として環境省のサイトにも出ていましたし、札幌市の環境審議会も関わっている生物多様性さっぽろビジョンにも紹介されていました。それでも無くなってしまったということですから、最初からここが重要といっても結局こうなってしまったということです。

この5番の対応を考えてくださったのはとてもうれしいのですが、これでもまだ危ないのではないかという気がしています。例えば、「案件を察知した際には」とありますが、案件を察知するというのは、先ほど西野委員からあったように、ここが生物多様性で保全が必要だと分かっていないとここに至らないので、どうやって速やかに動くかですね。

先ほど言ったように、篠路福移湿原というのはとても注目されていたところなのに、開発業者から見たときには、単なる空き地であるわけです。かつ、原野商法が入っているからかなり複雑な場所で、残土の埋立てに起因する法令はないということですけれども、ここはみなし的に所有者が許可をしたということのようですが、これはみなしであって、本当の原野商法の幾つかの場所はカラカネイトトンボを守る会が買っているのです。

これ自体は札幌市がどうだったかということは言えないにしろ、重要な湿地というのは、湿地だけではなくて生物多様性に重要な場所というのは、ここだとなかなか分かりづらいので、むしろ、こういう問題が発生しそうな、自然が豊かなところでやっていいのかという案件を察知した際には、速やかな対応ができるような仕組みをつくっておく必要があると思います。

そういう意味では、一つの重要な湿地がなくなったことを契機に、審議会としても、大変遺憾であったと同時に、今後ないようにということは考えていきたいと思っております。

それから、第2回のときに、私から景観条例という言葉を出したことを、調べてくださってありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、景観条例は景観の話なので、生物多様性から考えていくものではありません。ただ、よく見てみると、それに近いものが幾つかあって、上田市の景観条例などは、ここに書いてあるように対象のことを調べていただきましたが、注目するのは、第27条のように、市長がそういう湿地を購入するこ

とも可能であり、そういうことも検討できると書かれており、民有地だからということではなく、もう買ってしまおうということもできるぐらい積極的に動き出せるものも入っています。

鶴居村にそういうものは入っていなかったのですが、この条例があったからだと思いませんけれども、今、釧路市で問題となった業者がここに問合せをし、音羽橋というところの民有地に太陽光パネルを設置したいとの話を持っていったという経緯があるのです。

ただ、ここからは私の憶測ですが、この条例があったおかげで、ここではない場所にしようとしてくれたのだろうと思います。結果として、ここは民有地の地権者から買い取ろうといういわゆるナショナルトラスト運動が始まり、環境団体も入り、寄附も多数集まり、ほぼ買えるような状態まで持っていました。

逆に言うと、釧路市で問題があったから関心が高かったのでお金が集まったということはあると思います。実際に成功しつつある例ということで、景観条例ではないですが、これをつくるときにほかの景観条例も見ているはずですから、札幌市でもより積極的に守るということができると思います。

ですから、そういう検討をしてほしいという意見を審議会として出せると考えています。ただ、僕らもこの専門家ではないので、すぐさま出しましょう、多数決で決めましょうということにはならないと思っています。我々全員ではなくて、ある程度関係者に絞った形で勉強会をやるなり、5番を応援するようなものを審議会としても後押しできるほうがいいのではないかと考えております。

実際に、景観条例となると景観審議会ですが、普通の建物や都市計画の話が多くなってしまいます。景観審議会には前に環境審議会に入っていた愛甲委員が入っていると思いますが、生き物という意味で声を出すのはこの審議会だと思いますので、まだ検討を続けていきたいというのが私の気持ちです。

まず、現状よりも今後のことを考えたいということと、景観条例を出したのはそういう意図であったということと、審議会としてはまだ議論をするのですが、すぐさま結論ということではなく、少し勉強会的なものがあったほうがいいのかなという3点についてご意見しました。

○事務局（前河生物多様性担当係長） 生物多様性担当係長の前河と申します。

私から、西野委員からのご指摘も含めて何点か補足させていただきます。

まず、生物多様性上重要な場所が札幌市でどこかですけれども、札幌市でも自然環境調査を10年ほど前から市内で実施しております、今は2巡目になるのですが、そういった取組で市内の動植物の状況等の把握を行っております。

また、市民による調査ということで、毎年、生き物調査を実施しております。市内にどのような動植物がいるかということを把握しております。

そして、先ほどもあった環境省の見える化マップは我々も存じております。本市のホームページでもリンクを貼らせていただいておりますし、どういった場所が重要かというのはビジョンを通じて広く周知しているところです。

景観条例についてですけれども、上田市の担当の方に私も直接お問合せをして、どのような運用をされているのかを聞いたところ、一応、今まで買取りの実績はないということでした。

上田市は、城下町の歴史あるまちで、そういった建物が中心部に多いという状況で、中心部で再開発が行われるときに重要な建物が失われてしまわないようにということで規定されている条文だと伺いました。ですから、自然環境の保全という意味でも購入することができるとは思うのですけれども、自然環境というよりは、歴史的建造物にやや重きを置いているような回答でございました。

同じく、ニセコ町の景観条例でも土地等の買取りという条文があります。こちらは、重要な建造物等の所有者から買い取ってほしいという申出があった場合に買い取ることができるという内容になっております。

こちらも直接問い合わせたところ、今まで買取りの実績はないということで、こういった条文がある理由としましては、景観法では財産権を侵してはならないという考え方もあるのです。景観条例の中でそういった重要な建築物を指定した際に、自由な改修や補修、建て替えということが制限されることがあるので、そういう不利益に対して、自治体として買い取ることで、その不利益を補うという意味合いが強いと考えております。

我々としては、高知県には自然環境の保全に特化した条例があるようなので、そういった検討もあると思うのですけれども、自然共生サイトというものが令和5年度から始まった中で、札幌市でも既に3か所の自然共生サイトが登録されています。今年度中に札幌市の土地も含めて登録されるであろうというところが何か所かございますので、札幌市としましては、現状ある自然共生サイトの制度を活用することで、重要な環境の保全に取り組んでまいりたいという考えでございます。

○山中会長 上田市は確かにそうなのかもしれないですが、実は、いち早く太陽光パネルに対応した市は隣の佐久市です。佐久市は非常に狭い土地に太陽光パネルに対して規制をかけたので、ぜひともそちらも参考にしてほしいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

提案者の有坂委員から何かございませんか。

○有坂委員 いろいろ資料等をご準備いただいたて、ありがとうございます。

今回の篠路福移湿原に関しては、そこが非常に重要であるということを国も道も札幌市も分かっていたけれども、ほぼ埋まってしまったという状況で、そういうことがもう二度とないようにするためににはどうしたらいいか考えたいということで提案させていただきました。

いろいろ検討していただいたて、5番の今後の対応について書いていただいているのですが、やはりちょっと不安かなというのが正直なところです。

気候変動対策や環境のことに関しては、個人の意識や企業の取組として、お願いベースで進むものがほとんどです。個人の権利に関係するので規制がなかなか難しく、なかなか踏み込めない状況があるのは理解しているのですが、お願いベースだとなくなってしまうというのが現状だと思うのです。

それは残念なことだと思うのですけれども、篠路福移湿原の話だけではなくて、メガソーラーの話も出てきていますが、お願いベースであったり、個人や組織の意識であったり、それぞれの責任感に任せておくとまずいということが最近見えてきてしまっています。その中で、どういった対策ができるのか。

私としては、なるべく権利は制限せず、自由な選択がそれぞれの団体なり個人にあったほうがいいと思ってはいるのですけれども、それだと守り切れないものが出てきてしまっているというのが現状かと思います。ここは、何らかのルールをつくっていく必要が出てきてしまったのかなというのが今回提案させていただいた背景にあります。

そんな中で、他の自治体の条例などを調べていただいたて、四万十川の条例にもあるように、完全に禁止ということではなくて、重要なところは重要なので、許可制にするとか、もう一つ手続が必要ではないかと思っているのです。

環境省による、生物多様性のホットスポットの情報があったり、それこそ、札幌市の生物多様性さっぽろビジョンの中にも、様々な法律で守られている区域がマップで示されていますが、そこと、法律でカバーはされていないけれども、重要な自然環境にギャップがあります。このギャップを明らかにするギャップ分析という手法が結構使われるのですが、重要だけれども法律でカバーできていないところをどうするか、まず、どこがカバーできていないのかを明らかにするものです。では、カバーできていないところをどうするのかを検討するなど、環境保全するにも幾つか段階があると思うのです。

ですから、科学的な調査がこれからもう少し必要になってくるということと、

そういう調査を行ったり、実際に分かったところをどうするか。ルールなりを検討していくことが、今のご時世もあって、必要だと思います。

北海道知事から1月21日に北海道発共生3原則が出されたばかりです。地域と共生する六つの要件等、規制強化の主な取組がホームページ等で出されているところですが、こういった機運もあるので、札幌市としてもぜひ自然環境と生活、人の暮らしをどう共存させていくかということを考え、それを言語化して市民の方たちと一緒に取り組んでいくことが求められてきていると思います。ですから、ぜひこの議論は続けて、何らかの提案をさせていただければと考えております。

○山中会長 ほかにございませんか。

○上野委員 私自身、野生動物に関わる研究をしている中で、この問題にはとても関心を持って聞かせていただいておりました。

勉強会等を進めていく中で、今後、どうやってこの損失をこれ以上進めないかというような検討を実務的なことや学術的なことを含めてやっていくことには賛同しております。

その中で、今回つくっていただいた資料の5の最後の（4）の生物多様性の重要性についてという点について、1点だけ意見を述べさせていただきます。

これまで、市で自然環境調査等もされていた中で、この重要性を発信するための情報は少しずつ蓄積されているのだろうと認識しております。ただ、生物多様性が我々にとってどんなつながりがあるのか、具体的には自然の恵みと言われていて生態系サービスについて概念的なメッセージしかまだ届いていないと、大学の授業等をしていてもそう思います。

そのためには、モデル的な場所であっていいと思うのですけれども、そのサービスの可視化を進めるということも同時にやっていかないと、多様性は、たくさんいていいよねというぐらいのところしか進まないと考えております。

特に、文化的な人と自然の関わりや防災的な調整サービスに関しては、気候変動の部分ともつながっているところだと思いますので、そういったところをどう可視化していくかも生物多様性の保全においては重要なところかと思います。

企業等は、昨今、特に大規模な土地を持っているところは多様性の保全に関してかなり前向きです。何をしたらいいのか分からないというところが多いので、そういうところとうまくつながっていく中で、サービスの可視化まで踏み込んでいけば、この損失の防止によりつながるのではないかと思っております。

○事務局（前河生物多様性担当係長） 貴重なご意見をありがとうございます。

今年度、札幌市内でも自然共生サイトということで、手稲区にある三菱マテリアルの森と、北大の札幌キャンパスが登録されています。

今年から、札幌市の新たな取組として、自然共生サイトに登録された方々と共同の事業を実施しております。今年度はその2か所で生き物の観察会を行っております。

北大の札幌キャンパスで実施した際には、直接、先生方にも説明者としてご協力いただきまして、北大にある木がどれくらい二酸化炭素を吸っていて、市民の生活にどれくらい役に立っているのかというご説明もいただいています。

さっぽろ生き物さがしプロジェクトというのは、子どもたちがメインの事業であって、まずは生物多様性を知るきっかけ、取り組むきっかけとなっているのですが、自然共生サイトでの観察会は、さらにそこからワンステップ上がったところで、より深く知りたいという人をターゲットにしております。

生物多様性の理解度がなかなか上がらない状況ではあるのですけれども、札幌市では、75%ぐらいの方が生物多様性という言葉を知っていて、30%ぐらいの方がその意味まで理解している状況です。それをより深めることであれば、やはり自然共生サイトが市内で今後も増えていくことになりますので、そういった方々と協力しながら、事業者を含めて啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

○山中会長 ほかにございませんか。

○長谷川委員 私はちょっと違う視点からになるのですけれども、もちろん生物多様性は今後の必須の課題として認識しているのですが、それこそ釧路のメガソーラーの件も、今回の篠路福移湿原に関しても、責任の所在はどこにあるかと考えたときに、私は事業者の責任が大きいのではないかと考えているのです。

もちろん自治体のルールづくりも大事だと思うのですけれども、ここの土地が貴重だということが事業者に周知されたとして、それでもむやみに開発する事業者はいるのではないかと推察してしまうのです。

CO₂に関しても同様で、幾ら一緒に気候変動対策をしましょうといっても、CO₂をばんばん出す企業はばんばん出すと思います。そうなったときに、ここの審議会で話せることは、いや、駄目ですよねということですね。私は、もちろん生物多様性を守りたいですし、事業者による倫理的ではない開発は直ちに禁止してほしいという立場ですけれども、事業者、その責任の所在となる人がいない状態での議論というのは、やはり間接的なインパクトしかないのではないかと思っています。ですから、事業者が特定できているのであれば、事業者との対話をする

などは効果的だと思いますが、事業者がいない中での議論に大変違和感があります。

ですから、議論を聞いていて、その辺に対して皆さんはどう思っているのかなと考えていました。

○山中会長 確かに事業者がいないわけですから、すぐさま禁止とか禁止ではないということは議論できないと思います。

環境審議会というところを考えると、有坂委員の提案を受けたときに、私も前回話しましたけれども、市長への提言がいま行えることの最大なのです。それ以上のものはないです。ただ、先ほど我々が少し応援をすると言いましたけれども、もちろん、ここに担当者の方がいて、担当者の方がこれから施策をする上で、審議会を応援することはできます。決して、札幌市の担当者が施策をやっていいとか駄目とこちらから言う(直接的な)権利は(審議会には)ないです。

ただ、ここには多様な経験を持っている方がいます。生物多様性だけではなくて、気候変動、廃棄物など、いろいろな立場があるので、全員というわけではないですけれども、広く物が見ている方が集まってここを構成しているわけです。

そういう意味で、今回のことに対して遺憾であるということと、こういうことは決められないと思うのですけれども、今後、札幌市として考えてほしいという要望を間接的に出す方法はあると思います。

ただ、そのときに担当者の方もおられるので、間接的と言いながら、より具体的にするか、単に残念だったねぐらいで終わるのかは、委員の皆さんと考えで決まると思います。

ただ、今日はもう予定の時間を過ぎてしまっていますので、決めるることはできないですが、今年度、もう一回、審議会が開かれると思うので、こういうことが起こってしまったということを受けて、どうしたらいいのかを話し合う勉強会を開いて、専門の方をお呼びすることもあるだろうし、もっと広い視点で、篠路福移湿原のみならず、札幌市の生物多様性として、もう一つ広い意味では、人間との共生ですね。札幌市の中で自然との共生をどう考えるか、これは事業担当者が言い出したとしても、市の様々な担当の中でまとまるものではないのですが、我々は、審議会という外から意見が言える立場ですから、そこでぜひとも考えてほしいという意見を市長に出すことができると思っております。

ですから、例えば勉強会と言いましたけれども、審議会として市長に提案するにしても、審議会としての責務においてやらなければならないので、もう少し

我々の中で話し合う必要はあると考えております。ただ、この中で話してもなかなか難しいから、もう少し違う形で議論を進めるという方法もありかなと思っております。

これは、座長ではなく、一委員としての意見でございます。

ほかにございませんか。

○有坂委員 この審議会のメンバーは、環境保護をやっている人だけではないというか、商工会も入っていますし、銀行も入っていますし、いろいろな立場の人があります。篠路の件も、釧路のソーラーパネルの件も、決して業者をたたきたいわけではなくて、大事なところが守られない状況があって、開発が起きてしまっているという状況を変えたいのです。それはまずいよね、それはサステナブルではないよねという話です。ここに事業者を呼んできて、あなたたちが悪いということではなくて、仕組みに問題があると考えています。大事な自然環境の開発を止められない今の仕組みを変える必要があるということです。

事業者の問題というより、仕組みに穴がある状況ですから、そうではないようにしたいということです。そうでなければ、今、長谷川委員がおっしゃってくれたように、今もう既に起きていることで、次の世代の話ではなく、今起きていることです。ですから、今変えないと。ひいては未来の問題でもあるのです。

景観の話が出てきていますが、自然環境も私たちが生活する上で使うことも必要です。同時に持続的に守っていくということですね。守らないと持続的に使えないわけですが、今、その仕組みに穴があるのではないかと思うのです。

先ほど、生態系サービスの話もしていただきましたけれども、生き物が好きだから守りたいと言っているだけに見えているという感じがします。ですが、自然環境は様々な側面があり、気候変動対策の上でもなくてはならない存在ですから、いろいろなところのベースになっているものです。

S D G s のウェディングケーキをご覧になったことがあると思いますけれども、健全な地球環境があって、その上に初めて社会が成り立って、その社会が包摂的であるからこそ経済が成り立つというような3段階の考え方方が基本だと私は思っています。現時点では健全な自然環境が維持できるような状況にはないで、その仕組みが必要なのではないかと。特に自然と開発について注目されているタイミングでもありますので、札幌市が率先してやっていけるといいのではないかというのが私からの提案です。

○山中会長 ほかに意見がある方はいますか。

○小林委員 篠路福移湿原は、長いこと、地域の方が調査をされていて、私も、随

分前だと思いますけれども、イベントで高校生が説明をしているのを聞いたことがあります。そこが失われてしまったと。

ひょっとしたら、また同じことが起きてしまうかもしれない状況があって、盛土規制法が施行されたということですけれども、これも申請の手続きに問題なければ、許可を出さない理由はない。

地域の方や札幌市がここは大切な場所とわかっていても止められないという状況があるのだとしたら、市の担当の方で今後よろしくお願ひしますではなくて、委員の立場でももう少し責任を持って議論を見ていきたいと思いますし、メンバーの中では知見が足りないとしたら専門家に来ていただく方法もあると思います。

大変お忙しいと思いますし、ヒグマのことも含めて担当課は大変かと思うのですけれども、繰り返さないようにというところでは、少し議論を続けさせてもらえればと思います。

○山中会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中会長 多数決でもないし、一つの方向でもないというのは明らかですが、仕組みとしてこれでうまくいくかどうか分からない中で、私たちは(自然を守る取り組みを)応援をしたいと思っております。その応援の気持ちは、今ここにいる立場というよりは、自然が声を出せないですから、失ったら何となく失ってしまい、回復は無理なので、そういうこと含めると、誰がこれを考えるかとなると、我々に一番責務があると思うので、やはり続けていきたいと思います。

こういう話をしていても難しいので、もう一回ぐらいは時間が取れるかと思いますけれども、具体的なアクションですね。その具体的なアクションは、規制というわけではなくて、ここでこんな問題が起きているということを審議会として市長への提案のようになるとは思うけれども、それがないとここで話す根拠はないので、そこを重視しながら、何かいい方法があれば提案をお願いします。それがないと、もう一回、今回と似たようなことを繰り返すことになってしまいます。

一つは、私の思いつく限りでは勉強会みたいなことを開催してはどうかと考えております。もちろん、勝手に審議会の委員がやる分には意味がないことですから、事務局に関わっていただきたいと思います。

○長谷川委員 何度も申し上げますが、生物多様性や土地をむやみな開発から守るというところに対しては賛成です。ただ、この審議会で話したときの見通しがあ

まり立っていないです。市長に報告したところで、今議論している区域は民間の土地が多いという実態もあって、この資料4の3を読んでも難しいと考えてしまうのです。

市長からは民間の土地が多いという実態で、そう理解していただく必要があると思います、関係の皆様と今後残された湿地を考えていきたいという回答があると思うのですけれども、明記はされていませんが、市長のアンサーとしては、民間の土地をどうするのかは難しいと私は読めてしまうので、この審議会で今回の提言をしたときも同じようなアンサーになってしまふのではないかと推測します。その辺についてはどういったインパクトを予想されていますか。

○山中会長 少なくとも、私は、今日の資料の中にはありませんでしたが、買取りをやることができるということで、一つは、上田市には第27条があるし、実際に法律ではなかったが、鶴居村でトラスト運動のように買取りを行った例があるので、それぐらいやれる自治体はあるのだと。それが札幌市ができるかということではないけれども、我々は、そういうことを可能性として市長に言うことができると思うのです。

かつ、それが市長だけではなくて、ここに記者もおられますし、こういうところで市民に対して最も効果的に真摯に話し合われているのだということを伝えることは非常に意味があると思います。

市長も市長で判断するわけではなくて、民意など、いろいろなものを反映したバランスで、私たちは、今ここで言っていることは、あくまでも生き物は守らなければいけないということだけなので、それより日頃の経済活動のほうが重要だと考える人を打ち負かすほどのことは言うことはできないです。

長谷川委員の意見に私なりに答えたつもりです。

○長谷川委員 例えば、仕組みづくりの観点からすると、企業に対してはビジネスと人権という枠組みも大きくあると思いますし、企業倫理の仕組みづくりという方向性もあると思っています。

働きかけ方の方向として、もちろん審議会で話しても意味はあると思うのです。しかし、気候変動とかいろいろな環境の計画を審議している中で、この議題を審議会で取り上げるというところに関して、私は審議会として市長に言ったから何かが変わるとはあまり思えないと思ったのです。

でも、委員の皆様が重要だとおっしゃっていました。私は、どちらかというと、企業倫理の話ではないかというスタンスで、企業が野放しの中で審議されていくのはどうなのかと思う立場です。

○山中会長 全く上げなければなったことになるので、やはり声を上げる必要はあると思っています。そういう意味で、環境審議会は、やはり環境で起こっていることなので、それ以外の企業倫理の話に入ることはできないですが、やはり環境に関してはここが声を上げるべきだと理解しています。

○長谷川委員 それは、市民活動では駄目なのですか。市民活動としてだったら意味は分かるのですが、審議会でやる必要が分からぬのです。

○山中会長 ただ、市民としてはやってきたところもあるわけです。だから、行政も巻き込むのです。さっきの一緒にというのと同じですけれども、一つ一つのセクターが頑張るだけではできないから、一緒に考えなればいけないのです。

もちろん、いろいろなセクターの方がおられるけれども、ここは審議会ということで行政にアドバイス、助言することしかできないですが、問題が発生していく社会として変えなければいけないということを精いっぱい言う、そのレベルでしかないと思います。

○事務局（飯岡環境政策課長） いろいろとご意見をありがとうございます。

この後の進め方についてですが、今日ご意見が出たところを踏まえつつ、皆様のご意見を市長に伝えるか、もしくは、いろいろなやり方があると思いますが、勉強会というお話もあったと思いますので、そのあたりを少し整理させていただいて、何がいいのかということをまたお話しさせていただくという形では駄目でしょうか。

どのような形がよりよいのかというところが発散していると思うので、私どもとして少し整理をさせていただいて、ご提示させていただくということでいかがでしょうか。

○山中会長 確かに、いろいろな意見が出て、かつ、単に対立という問題ではなくて、どこに行けばいいか、次に何をすればいいのかも混乱しているというか、まだ見えていない状況です。そのあたりを考えて、審議会としてどんなことができるのかを検討したいという提案がありました。

先ほどからありましたように、今年度はもう一回開かれますので、そこで報告していくというか、こんなことができるということを事務局から出していただくということでよろしいでしょうか。

○有坂委員 事務局からいろいろな提案をするのは大変ではないかと思うのですが、山中会長に相談しながらだと思うのですが、どういう感じになりますか。

○山中会長 もちろん、事務局だけでは限りがありますから、個々の委員の方にも事務局から問合せが来ることもあると思うので、皆さん、真摯に対応してください

い。よろしくお願ひいたします。

次回、集まれたときには集まつたなりの議論をしたいと思いますので、1回、事務局で考えていただきまして、それプラス、座長としても考えていきます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中会長 では、それでやりたいと思います。

事務局のほうもよいでしょうか。

○事務局（飯岡環境政策課長） それでお願いいたします。

○山中会長 では、時間が20分ほどオーバーしましたけれども、本日の審議は以上となります。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○事務局（飯岡環境政策課長） 本日もご熱心なご意見をありがとうございます。

冒頭でお話ししたのですが、次回の会議についてです。

今の篠路福移湿原のお話ももちろんあるのですが、それとは別に、従前から気候変動対策行動計画の見直しをしなければいけないというご案内をしていたところです。

ただ、市役所内部の調整に少し時間を使っている関係で、まだ日程が確定できない状態にございます。

ですから、改めてスケジュールを引き直した上で、また皆様方に日程の調整をさせていただきたいと存じますので、大変恐縮ですが、引き続きご協力をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

3. 閉　　会

○山中会長 それでは、以上をもちまして、第13次札幌市環境審議会第3回会議を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以　　上

※後日回答としたものは、以下のとおり

Q 白書概要版にあるごみ排出量に関して、1番少ない政令市はどこで、どのくらいか。

A 1人1日当たりごみ排出量が1番少ない政令市：横浜市674g（5番目：札幌市767g）

（環境省が毎年実施している「一般廃棄物処理実態調査」の結果をもとに、札幌市で計算したデータ）